

## 輸出・輸入託送品（携帯品・別送品）申告書（C - 5340）

「積出港」の項には、輸出の場合は船積みをする本邦の港名、輸入の場合は船積みをした外国の港名を記載する。

「（船（取）卸港）」の項には、輸出の場合は船（取）卸予定の外国の港名、輸入の場合は船（取）卸をした本邦の港名を記載する。

「価格」の欄には、価格が判明している場合にのみ記載する。

「申告年月日」及び「申告者住所氏名」の項には、税関に申告する年月日及び託送品の送達を受託した者（携帯品又は別送品の場合は輸入者）の住所、氏名をそれぞれ記載する。